

事業主 並びに
事務担当者 殿

東日本プラスチック健康保険組合
(公印省略)

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施
にあたっての当面の取扱いについて

新秋の候、貴事業所におかれましては、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素より、健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年10月からの「出産育児一時金及び家族出産育児一時金」の変更については、機関紙「東プラけんぽ秋号」に掲載しておりますが、「直接支払制度」におきましては、当初一斉導入することとされておりましたが、制度の導入により、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、一定の措置を講じた上で、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することとなりました。

したがって、直接支払制度に対応できない医療機関等につきましては、従来どおり申請により当健康保険組合で現金給付として支給いたしますが、直接支払制度の取扱いについては当該医療機関等にご確認願います。

なお、経済的負担の軽減を図るため、実施しております「出産費資金貸付制度」について、下記のとおり変更となりましたので、引き続きご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙のこととは存じますが、被保険者の皆様へ周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○ 出産費資金の貸付限度額

出産育児一時金等の支給額の引き上げ（産科医療補償制度に加入の場合、現行38万円を42万円に改定、産科医療補償制度に加入していない場合、現行35万円を39万円に改定）に伴う出産費資金の貸付額については、医療機関等の産科医療補償制度への加入の有無を問わず、一児につき42万円の9割（37万8千円）を限度とする。

※出産費資金貸付申込書の様式変更はございません。